

議案第16号

四條畷市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める
条例の制定について

次のとおり四條畷市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める
条例を制定するにつき、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求
める。

令和5年8月25日 提出

四條畷市長 東 修 平

提案理由

令和6年度からの介護保険事業の単独実施にあたり、指定居宅介護支援事業者の指定並
びに指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める必要があるため、本
案を提案した。

四條畷市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例

(趣旨)

第1条 この条例は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第47条第1項第1号、第79条第2項第1号並びに第81条第1項及び第2項の規定に基づき、指定居宅介護支援事業者の指定並びに指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例の用語の意義は、法の定めるところによる。

(指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準)

第3条 法第47条第1項第1号に規定する基準該当居宅介護支援（以下「基準該当居宅介護支援」という。）に係る基準並びに法第81条第1項の員数及び同条第2項の運営に関する基準は、指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第38号。以下「指定居宅介護支援等基準」という。）に定めるところによる。

(指定居宅介護支援事業者の指定に関する基準)

第4条 法第79条第2項第1号の条例で定める者は、法人とする。

(記録の保存年限)

第5条 第3条の規定にかかわらず、指定居宅介護支援等基準第29条第2項各号（指定居宅介護支援等基準第30条において準用する場合を含む。）に規定する利用者に対する指定居宅介護支援又は基準該当居宅介護支援の提供に関する記録は、その完結した日から5年間保存しなければならない。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。